

高知県四万十市 地域おこし協力隊 募集要項  
(令和6年度 大宮地域振興担当)



【高知県四万十市西土佐総合支所 地域企画課】

## 1 募集人員

1名

## 2 主な活動地域

大宮地域（四万十市西土佐地域）

愛媛県宇和島市の滑床溪谷から四万十川へ流れる目黒川の流域に位置する農村地域です。現役の協力隊1名が活動しています。

## 3 主な活動内容

### (1) 藤の瀬バラ園を中心とした地域資源を活用した誘客プラン・体験メニューの造成

観光客受入に向けた企画や立案、ガイドプランの磨き上げやバラをモチーフにした商品開発等を通じ、外貨を増加させる取組を支援してもらいます。

### (2) 地域商社(株)大宮産業の経営安定を図る支援（来店者及び客単価の増や商圏拡大等）

周辺集落に住む人々の暮らしを支える(株)大宮産業の存続を図るための支援してもらいます。

### ◇藤の瀬バラ園について

地域住民20名という小さな集落・大宮下地区にある250種550株のバラが鮮やかに咲き誇る川辺の小さなバラ園です。元々は地域と交流のある大学生のアイデアから誕生した藤の瀬バラ園。平成26年から開始したバラの栽培も令和6年で10年目を迎え、現在は地元の有志が中心となり、手入れを行っています。令和5年には700名を超える来場者を記録しました。



### ◇大宮米について

目黒川上流域にある大宮地域から中流域にある藪ヶ市集落にかけて取れるお米は「大宮米」として生産販売されています。標高100m前後の高地で生産されており寒暖差により大変おいしいお米が採れます。このお米は「大宮米」として商標登録され、地元の道の駅での販売や学校給食等に提供されています。



#### ◇地域商社(株)大宮産業について

目黒川上流域にある大宮地域では、平成 18 年の JA 出張所の廃止を受けて、地域住民ら 108 名が株主となって平成 18 年 5 月に株式会社大宮産業を立ち上げました。地域密着型の地域商社として地域の暮らしを守るため必要不可欠な店舗とガソリンスタンドの運営、地域資源である大宮米の販売活動、地域交流イベント開催など地域活性化に資する活動を行っています。この地域住民が力を合わせた取り組みが評価され、平成 22 年度には「過疎地域自立活性化優良事例」の総務大臣表彰を受賞しています。



大宮産業店舗内



高齢宅等へ宅配



交流イベント

#### 4 募集対象

下記(1)～(10)の全ての要件を満たす方

- (1) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等※から、四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方（本市の出身者で現住所地が都市地域等にある方は募集対象に含まれます）
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働で活動できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方（HP、SNS 等による情報発信ができる方）
- (10) 地方公務員法第 16 条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※(1)の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法その他 2 法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

※(10)の地方公務員法第 16 条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は非保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます（他にも欠格事項の規定有り）。

## 5 担当地域、住居、任用予定日等

担当地域	住居 ※1	任用予定日 ※2	事務所 ※3
大宮地域	西土佐須崎	令和6年度 随時対応	(株)大宮産業

※1 市が管理する住宅を提供します。

※2 令和6年度年間を通じた募集とします。応募者がいた場合の月末で募集を区切り、選考を行います。任命予定日については合格通知後概ね1ヶ月後としますが、仕事の引継ぎ等の理由により任命予定日の着任が困難な場合は、任命日について相談に応じます。

※3 事務所として(株)大宮産業に席を置くことを予定しています。

## 6 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数：原則週4日（月16日）

(2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）

※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※年次休暇があります。

## 7 雇用形態及び期間

(1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として四万十市長が任命します。

(2) 初年度の任用期間は、任命日から令和7年3月31日まで（令和7年4月以降の応募者は任命日が令和7年度になる予定です）です。次年度から年度毎に任命（最長3カ年）できるものとします。

(3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。

## 8 報酬（※令和6年4月1日現在）

月額 170,033円～172,652円

賞与有（条件を満たした場合）

通勤手当有り（条件を満たした場合）

※退職手当等は支給しません。

## 9 待遇及び福利厚生

(1) 業務中はパソコン及び公用車を用意します。

(2) 居住地として市が所有又は提供（市が貸借）する住宅に居住してもらいます。協力隊員の期間は無償で貸与します。ただし、水道光熱費等は個人負担です。

(3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険制度に加入します。

(4) 年次有給休暇等は市の条例規則を適用します。

(5) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。私的に公用車の利用できませんので、自家用車等の持込をお勧めします。

## 10 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週3日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業従事、起業に挑戦するなど有効に活用してください。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内で起業に要する経費に対して補助金制度(上限100万円)があります。

## 11 応募手続

- (1) 応募受付期間

**令和6年5月1日(水)から令和7年3月31日(月)必着**

※郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

※令和6年度中に任命者が決定した場合は募集を中止します。

- (2) 提出書類

### ■郵送での応募

- ・履歴書(市販のもので可。写真添付)※簡単な応募動機を記載してください。(別紙可)。
- ・作文(A4で書式自由、印字可)※作文にも最初に氏名を記載してください。

テーマ:「あなたが感じる四万十市西土佐の魅力と地域おこし協力隊として活かしたい私の力」  
文字数:1,000文字程度

### ■メールでの応募(提出内容は郵送の場合と同じ)

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募(氏名)」でお願いします。
- ・例)四万十市地域おこし協力隊応募(四万十 太郎)
- ・履歴書、作文ともにdocx形式で作成してください。
- ・顔写真はjpg形式で送ってください。
- ・データ添付の際は合計容量を3MB以内にしてください。

(備考)

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募メールが届いてから、担当者より5日以内(3連休及び12月29日~1月3日を除く)に受領連絡をいたします。担当者より連絡がない場合は、お手数ですが募集要項の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

- (3) 申込・お問合せ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所 地域企画課 地域振興係(担当:山脇)

電話 0880-52-1111 メールアドレス: [n-tiiki@city.shimanto.lg.jp](mailto:n-tiiki@city.shimanto.lg.jp)

## 12 選考

- (1) 応募を受け付けた翌月中旬に選考試験（面接）を行います。具体的な日時及び会場等の詳細については、応募者と日程調整を行って決定します。なお、面接のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。
- (2) 選考の結果については、面接後概ね 10 日後に文書で全員に通知します。なお、**住民票の異動は必ず任命日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。**
- (3) 試験前に現地説明などを受けたい場合は、個別に担当職員及び地域おこし協力隊員、関係者の話を聞くことができますので、事前にご相談ください。

## 13 その他

勤務条件等（上記 6・7・8・9）は令和 6 年 4 月 1 日のものであり、今後条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。